

船舶事故調査報告書

平成25年4月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成24年9月15日（土） 15時00分ごろ
発生場所	熊本県 ^{みすみ} 三角港内の ^{しら} 白瀬北西方沖 熊本県 ^{うき} 宇城市所在の三角港 ^{にないしま} 荷島灯台から真方位144° 650m 付近 (概位 北緯32° 36.2′ 東経130° 27.7′)
事故調査の経過	平成24年11月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ミニオン、0.1トン 290-58955福岡、個人所有 2.66m (Lr) × 1.07m × 0.40m、FRP ガソリン機関、112kW、平成18年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年7月10日 免許証交付日 平成24年8月21日 (平成29年7月10日まで有効) 同乗者 男性 39歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、後部座席に同乗者を乗せ、三角港内の白瀬北方沖を仲間の水上オートバイと2隻で遊走したのち、他の仲間の水上オートバイ3隻が待機している同港内の荷島南方沖に向けて西北西進を始めた。 船長は、前方に東北東方から西南西方に伸びる他船の船尾方の航走波（以下「本件航走波」という。）を認め、時速約20kmの速力で本件航走波に沿って並走していたところ、仲間の水上オートバイが既に本件航走波を越え、本船の約300m前方を西北西進しているのを見て追走することとした。 船長は、本件航走波はほとんど残っていないと思い、アクセルレバーを引いて時速約40～50kmに増速し、ハンドルを右に切ったとこ

	<p>ろ、本船は、本件航走波を右舷船首に受けて左に傾きながら2回跳ね、同乗者の身体が後部座席から浮き、着水した際に後部座席で臀部を強打した。</p> <p>同乗者は、本事故当時、本件航走波に気付いていたが、この程度の波では本船が跳ねることはないと思い、着水に備えて身構えていなかった。</p> <p>同乗者は、他の仲間の水上オートバイで発航場所に運ばれたのち、仲間が手配した救急車で病院に搬送され、第2腰椎圧迫骨折と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、特殊小型船舶操縦士の免許を取得後、水上オートバイに約6～7回乗船していた。</p> <p>船長は、以前、他船の航走波を越える際、航走波に対して斜めに進入したところ、船体が傾きながら跳ね、バランスを崩して落水した経験があったことから、航走波に対しては、減速して直角に進入することになっていた。</p> <p>同乗者は、本事故までに約4～5回水上オートバイに同乗したことがあった。</p> <p>同乗者は、水上オートバイが波で跳ねることが多いことから、なるべく後部座席の後方寄りに座った方が船体の安定が良いと思い、両手で船長の救命胴衣の脇の部分を持ち、腰を引いて前屈みの体勢で本船の後部座席の後方寄りに座っていた。</p> <p>船長は、同乗者が本事故以前に数回水上オートバイに同乗した経験があることを知っていたので、本事故当時、同乗者がどのような体勢で座っているか気に掛けていなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用しており、飲酒はしていなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、三角港内の白瀬北西方沖を西北西進中、船長が、本件航走波に対し、増速して斜めに進入したことから、本件航走波を右舷船首に受け、船体が左に傾きながら2回跳ねて着水した際、同乗者の身体が後部座席から浮いたのち、同乗者が後部座席で臀部を打って第2腰椎を圧迫骨折したものと考えられる。</p> <p>同乗者は、本件航走波に気付いていたが、この程度の波では本船が跳ねることはないと思い、着水に備えて身構えていなかったことから、後部座席で臀部を打ったものと考えられる。</p>

<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、三角港内の白瀬北西方沖を西北西進中、船長が、本件航走波に対し、増速して斜めに進入したため、本件航走波を右舷船首に受け、船体が左に傾きながら跳ねて着水した際、同乗者が後部座席で臀部を打って第2腰椎を圧迫骨折したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、同乗者がどのような体勢で座っているか確認し、必要であれば座る位置や体勢等について助言すること。 ・ 水上オートバイを操縦する際は、波や航走波の状況に注意すること。